

# 住宅問題

## 労働者の住宅問題

住宅問題は獨り労働者のみの問題でなく國民全般の問題である。殊に都市生活者に取つては共通の大問題である。此問題は量の問題と質の問題との二方面に分けられ得るが、近時最もやかましく云はれてゐるのは質の問題よりも寧ろ量の問題である。質の問題も都市計畫の事がやかましく云はれかけ出してから相當に論究せらるゝ様にはなつたが目下實際適切なる問題としては先づ量の問題である。都市殊に大都市の急激なる人口増加に對して如何に住宅を供給すべきかは實に都市行政の大問題となつて居る。今大阪市丈に就いて見るに大正七年一ヶ年間に市内の現住人口は七萬六千人を増加して居る。附近町村の人口増加を加へたならば大阪市及其附近の人口増加は大正七年中に十萬に及んで居るであらう。然るに之に對して住宅の増加は何程かと云ふに其正確なる數は知れないが市及其附近を通

じ 約五千戸位である。市當局者の云ふ所によると大正四年頃には大阪市内に空家（事實上人の住居して居らぬ家屋）が一萬六千軒程あつたのであるが、大正八年夏にはそれが七百戸に減少して居る。而も此七百戸なるものは多くは控家又は物置きとして使用せられて居るから實際市内に空家なるものは殆どないと云ふ事である。然らば二三年前迄此様に空家があつたのが何故に不足を告げる様になつたか。一ヶ年に十萬の人口増加があつたとせば少くとも二萬戸の住宅建設が必要であるのに住宅の新建設は其數甚だ少ない。それは何故か。又都市人口の増加は何も茲一二ヶ年の現象ならずして十數年來引續いての現象である。然るに何故に昨今急に住宅の量に大不足を告げたのであるか。今住宅不足の最大原因とも觀らるべきものを考察するに先づ第一建築材料の騰貴、第二に土地價格の騰貴、第三に人口の急激なる増加、第四に労働者の生活程度の向上等が主要なる原因らしく思はれる。第一建築材料の

騰貴は東京商業會計所の調査にある如く其勢誠に凄じいものである。此様な高價な建築材料を使用し、高い賃銀を拂ひ、高い建築費を掛けては到底貸家などは收支償はない。それ故此頃建築される貸家なり其他の住宅などは決して長期に收入を計る目的で建てられたものでなく、凡て始めから轉賣の目的で建てられた欺罔ものばかりである。建具が入られた頃には二三人の手を経て轉賣されて居る状態である。それ故堅實を主とする家主などは始めから貨家を新築しやうとしてゐない。是住宅不足の一大原因である。次に土地價格の騰貴は昨年來殊に甚だしい現象であるが、所謂土地會社なるものが續出した爲に此勢を益々助長した。所謂阪市に就て觀るも昨年一ヶ年の人口増加は從來のレコードを破つて居る。此等の人口を急に收容し得る設備が早速出来るものでない。是れ住宅不足の第三の原因である。次に近時勞働者の收入増加は勞働者の衣食住には相當の支出を敢てしながら住宅の爲などには殆んど何等顧慮せぬ傾きがあつた。一軒の家を二家族又は三家族で借入れて甚だ非衛生的生活を続ける風習がある。然るに近來勞働者の收入状態がよくなつた爲に一軒の家を一世帶丈で借り入れる者増加し、其生活の向上を計る者が漸く多くなつた。それ故從來月給取りのみを得意として住宅向きの貸家が勞働者を新たなる釣り上げやうとする。そこで其隣接地の價格迄も次第

に騰貴して一般に土地の價格が益々騰貴を続けるのである。此様な高い土地へ貸家などを建てた所でとても算盤が取れない、殊に近來家主横暴と云ふ聲が高いので家主の方でも餘り好い感じがしない、それ故人に憎まれ其上損をして迄も貸家を建て様など云ふ家主が出て来る筈がない。是住宅不足の第二の原因である。次に都市人口増加は昨今特に著しい現象である。最近大に都市人口増加は昨今特に著しい現象である。最近大阪市に就て觀るも昨年一ヶ年の人口増加は從來のレコードを破つて居る。此等の人口を急に收容し得る設備が早速出来るものでない。是れ住宅不足の第三の原因である。次に近時勞働者の收入増加は勞働者の衣食住には相當の支出を敢てしながら住宅の爲などには殆んど何等顧慮せぬ傾きがあつた。一軒の家を二家族又は三家族で借入れて甚だ非衛生的生活を続ける風習があつた。然るに近來勞働者の收入状態がよくなつた爲に一軒の家を一世帶丈で借り入れる者増加し、其生活の向上を計る者が漸く多くなつた。それ故從來月給取りのみを得意として住宅向きの貸家が勞働者を新たなる得意とする様になつた。即ち住宅向きの貸家に對して

更に新たなる方面からの需要が増加して來たのである。從來労働者の生活は殆ど人間らしき生活をせず住宅などに對しては全く無頓着であつた。只だ文字通りに雨露を凌ぎさへすればよいと云ふ狀態であつた。それが最近に到つて少し住宅問題に就ても注意する様になり、少し宛世間並の住宅を構へる様になつたのである。然るに住宅供給者の方では此新得意に對して何等の用意がなかつた故茲に住宅の注文に應じ切れなくなつたのである。是れ住宅不足の第四の原因である。

此様に住宅不足の聲が大都市で高調せらるゝ様になつたので有志家は郊外に住宅を新築して労働者又は俸給生活者に貸與する方法を講じ、公共團體では住宅會社の新設に對して特別の便宜を計り、又公共團體それが自身が財源を政府の低利資金に求め、或は公債に求め或は寄附金に求めて何百戸か宛の住宅を建設する案を立てた。現に大阪市の如きは築港及櫻宮に七千六百七十二坪の敷地に對し三百八十七戸（建坪二千二百三十九坪）の住宅を建て低廉なる家賃で賃銀労働者及俸給生活者に供給して居る。然し年に七萬の人口增加に對して僅に四百戸位の住宅増加は殆んど云ふに足らない

此様な問題は數計的に設計し私設の住宅増加歩合を參照して公設の住宅増加の加減をなすべきである。大阪市の如きは兎に角僅少にもせよ住宅を建設したのであり、且又將來も建設の計畫を持つて居るのであるが、他の大都市に至つては何等の實現なくして徒に計畫の發表のみである。中に何等の計畫すらない様な所もある。此様な切實の問題に對して所謂政治家流の聲の發表あるのみで適切に事實に接近して來ないのは何故であらふか。政治家の頭の中に社會の實生活が充分に反映して居らぬ爲ではあるまいか。

### 製絲及染料工場に於ける寄宿舎の状況

大正六年八月全國に於ける製絲及染織工場五百三十四（製絲三百二十三工場、續物二百十一工場）の寄宿舎を農商務省工場課に於て調査せし結果左の如し

#### 職工收容狀況

作業別	工場數		男工使用 ノ工場數	女工使用 ノ工場數	男工及女工使 用ノ工場數	合計
	製絲工場	織物工場				
八	一〇九	一一四	一一〇	二二〇	二二四	三二三
九二	一一〇	一一〇	一一〇	二二〇	二二〇	三二〇

百合  
分  
率  
計  
寶  
一八  
二〇一  
三八

三三三四  
六二  
五三三

同上(最小坪數)  
坪以下  
一坪以上  
一四九一  
八一  
二三〇一  
四三一

男女區割狀況（工場數）		工場數	
	區割	工場數	製絲
室棟	別	二二七	三三
階上階下	別	三七	一七
其			
他			

工織場數物

二二〇五七四三二合計

百分率

棟	別	一四〇
家	別	一四三
階上階下	別	四九
合	計	二三三
一寢室の坪數	(最大坪數)	二

二二一七  
三〇五八

三二八  
五六九  
三四五

二一六三

一 寢室の坪數(最大坪數)		工場數	工場數	工製絲	工織
坪數	坪以上	坪以上	坪以上	數絲	工場
一 百	五 十	二 十	三 十	一 〇	二 八
計	五十坪以上	四十坪以上	三十坪以上	三 四 七	二 七 八
	坪以上	坪以上	坪以上	三 七 四	一 四
三 一 九 四 八	八	七	六	三 四 三	二 一

五三〇四〇二七一五二一一二八三九〇二一三合計

百分比

工織場物數九八六〇四九五九九八九

織物工場	合計
一〇〇九〇	八八
一一二〇	一五二九
一〇〇九〇	一六一六
織物工場	二二四九

百分率	均一平	二九七	一七四	百分率
一〇、五七〇	均一平	二九七	一七四	百分率

平均坪數	均小大	工場數計	合	同上(最小坪數)	
				坪以下	坪以上
平	最	坪數	五	二十一	一四九一
均	最		四	十五	五三九一
大	大		三	三六	一〇三九一
			二	三五	五一三九一
			一	二五	一四九一
			零	一五	一四九一

三八八  
三一三一四六七一

一九三〇年六月二十四日  
織物工場  
二二三一〇七八一九一

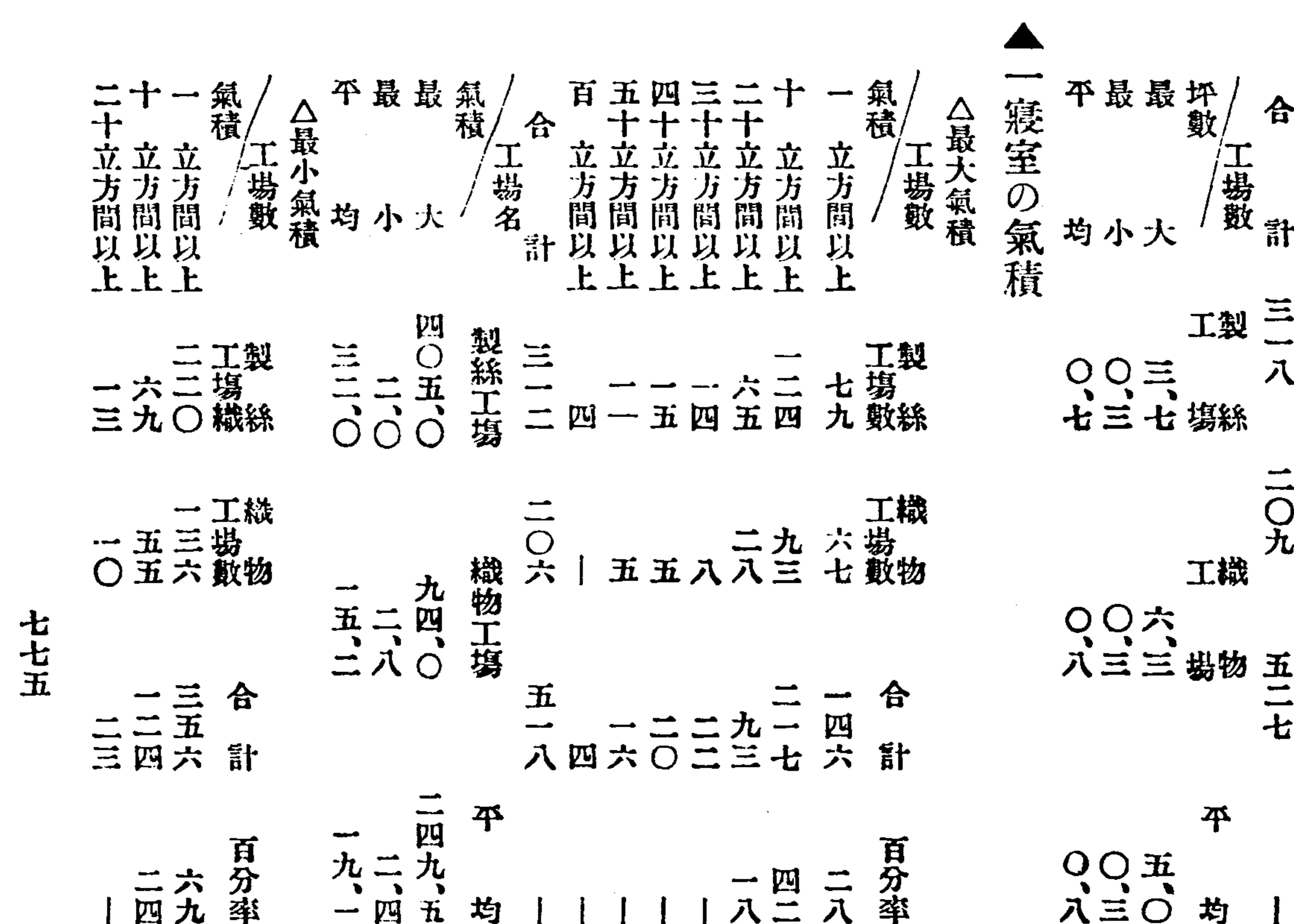
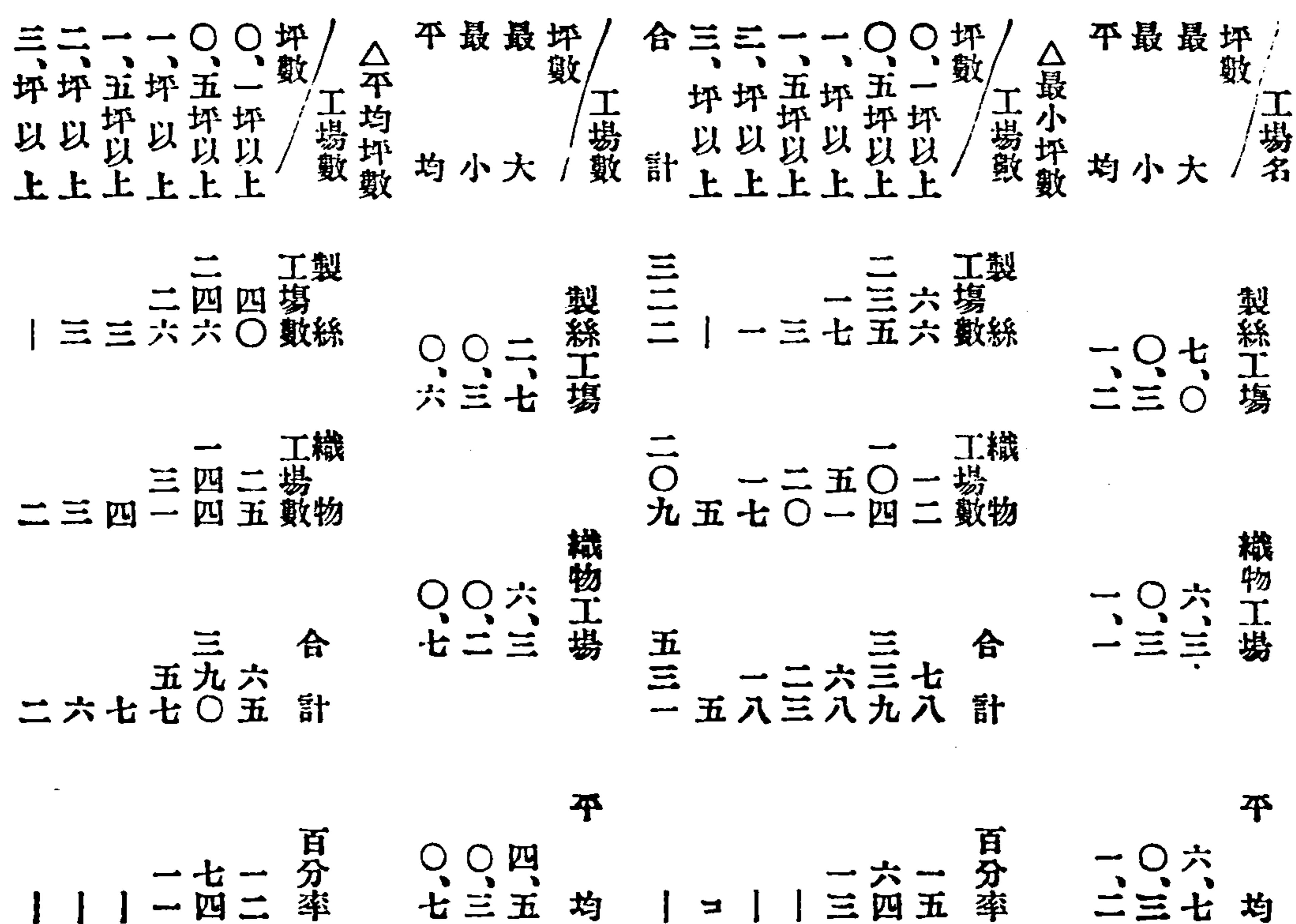
七、一〇、  
〇三五 均 | | | | | | 六六三 |

日本勞動年鑑

最多收容人員	工場數	人員
一百人以上	三九	一人以上
五十人以上	七〇	二十人以上
四十人以上	四一	三十人以上
三十人以上	一六	四十人以上
二十人以上	一〇	五十人以上
十人以上	一六	六十人以上
八人以上	二六	七十人以上
六人以上	五七	八十人以上
五人以上	一八	九十人以上
四人以上	一一七	一百人以上
三人以上	二二	一百人以上
二人以上	三三	一百人以上
一人以上	一八	一百人以上
合計	九四	一百人以上
各工場上一寢室の最多收容人員中に於て人員の最多數なるは七百八人にして最も小數なるは二人なり。而して平均人員は二十四人なり。	百分率	合計

百分率

工場名	人員	平均收容人員		百分率
		工場數	人員	
織物工場	一百一十一	二二三	一九〇	三六
織絲工場	二四九	八五三	八八	四三
製絲工場	一六五	二五四	二二三	二二
製物工場	一七四	二四九	二四九	二二
合計	一八三	一八三	一八三	一
平均	一六二	一六二	一六二	一
人員	一百一十一	一百一十一	一百一十一	一
工場名	合計	合計	合計	一
人員	三十人以上	二十人以上	一人以上	一
工場數	三十九	三一九	合計	一
百分率	五二八	三一九	合計	一



日本勞動年鑑

工場名	掃除方法	合計		百分率
		掃除人	工場數	
一部 ニ モノ	一部分 ニ モノ	二八三	一九一	四八
部分 ニ モノ	職工交替 ニ モノ	二八三	一九一	四五
一部 ニ モノ	専屬掃除 ニ モノ	二三二	一七一	三九三
部分 ニ モノ	専屬掃除人 ニ モノ	二三二	一七一	七七
合計	合計	三〇九	二〇〇	二三
食堂	同室	一七二	一一六	二三
食堂	別室	二四四	一五六	一四
食堂	合計	一九六	八五	八六
男女區割狀況	同室	七〇	二四二	二四二
男女區割狀況	別室	一五	三九	三九
男女區割狀況	合計	一九六	二八一	二八一
床面ノ種類(工場數)	床面	二一五	二一五	二一五
床面ノ種類(工場數)	工場數	二二九	二二九	二二九
床面ノ種類(工場數)	張	一五	一六	一六
板土疊	工場數	四九九	四九九	四九九
漆喰タタキ	工場數	二二五	二二五	二二五
コンクリート	工場數	二二九	二二九	二二九
瓦	工場數	一〇	二六四	二六四
瓦	工場數	六	二二三	二二三
瓦	工場數	三五	三六	三六
瓦	工場數	二五	二九八	二九八
瓦	工場數	二三	四〇	四〇
其他 (上ノ六種 ナ包含ス)	工場數	一	五七	五七
食堂無シ	工場數	一	一二	一二
食堂	工場數	七	一	一

日本勞動年鑑

七八八

## ◆床面ノ種類

	床面	製絲工場數	織物工場數
合計	一四九	六〇〇	一四
炊事場無シ	一〇七	四八八	一一
其他 (十五種數)	三四二	四三〇	一一
煉瓦	四八九	四〇〇	一四
石漆	四二二	二二二	一一
間	四一四	一四四	一一
板	四九九	六〇〇	一四
土	四七七	四八八	一一
漆	四八八	四三〇	一一
石	四二二	二二二	一一
煉	四一四	一四四	一一
瓦	三四二	一一一	一一
數	二二二	一一一	一一
數	一四四	一四四	一一
喰	一四四	一四四	一一
敷	一四四	一四四	一一
敷	一四四	一四四	一一
瓦	一四四	一四四	一一
其 他	一四四	一四四	一一
合	一四四	一四四	一一

織物工場數二三四七八五六一九二

二二二合  
二二二計

五二一八一二七八六六三計  
三八〇四五四七八七三合

百分率

百分率  
二二三一一一一六

# 合計

	光 製絲工場數	織物工場數
床面二對スル迄ノ面積	二五五	一五四
合計	三一五	四六〇
不貳	六〇〇	一一〇〇

△床面ニ對スル窓ノ面積

織物工場數	織物工場數	製絲工場數	積	面
一七九二	一一八	四一	七三	一二〇
一三四	一一一	五三	一七	以上
合 窓	50 30 11 6	一	以 上	以 上
無	以 以 以 以			
坪	シ 上 上 上			

清潔狀況	製絲工場數	清潔度	清潔不潔通計	設備	合無有設
九二	一六九	四八	三〇九	七九	三三三
九二	一六九	四八	三〇九	七九	三三三
九二	一六九	四八	三〇九	七九	三三三
九二	一六九	四八	三〇九	七九	三三三

清潔度	製絲工場數	織物工場數	合計
清潔	九二	七六	一六八
通潔	九三	九〇	二五九
不潔	四八	七九	一九七
合計	三〇九	三一	五〇六
設備	一六九	一九九	三三三
防塵設備	一九九	一九九	三二二
製絲工場數	七九	四三	一五六
織物工場數	三三三	三八九	五一二
合計	三〇九	七九	一九九

織物工場數	一九七〇	一九三一	一九九六	一九九四
七六	九〇	三一	四三	五六

織物工場數	合計
一九九	一六八
一五六	七九
四三	五〇六
合計	二五九
一一一	七九
三八九	二二三
五一	三八九

生宅圖頤

日本労働年鑑

七八〇

▲防蠅設備

設

備

製絲工場數

物織工場數

合計

二一三

三〇三

五一六

四一

五九

有

無

設

備

製絲工場數

織物工場數

合計

一四六

一七〇

一三三

二〇〇

合計

九二

二二一

一四六

五三

三六七

二八

五二

一四五

一九三

五〇一

▲防塵設備

設

備

製絲工場數

織物工場數

合計

一六

二四

九九

一五五

三一

有

無

設

備

製絲工場數

織物工場數

合計

一七六

三三〇

五〇六

二〇〇

合計

一九九

二二一

一九四

一六六

一九六

▲防鼠設備

設

備

製絲工場數

織物工場數

合計

一五二

一九八

三〇九

二四四

六五

合計

一四六

一九二

二二一

一九九

一九八

一九九

一九八

一九九

百分率

	方 法	製絲工場數	織物工場數	合 計	百分率
職工及工業 主の分擔	一〇八	一一〇	二二〇	三二八	四五
工業主の負擔	一七五	二一	一九六	三二八	四九
職工の負擔	二八	六一	八九	一二三	三八
合 計	三一	二〇二	五二三	一七	一七
職工及工業主 ノ分擔	一〇八	一一〇	二二〇	三二八	四九

二十錢以上 全額計	合計額	金額	最大小均	平最	職工負擔
一七五   三	一九六   二	一九六   二	二二五   一	二二六   一	製絲工場
一八〇〇	一九六	一九六	一五〇〇	一三六	織物工場
一三八〇〇	一九六	一九六	一三六〇〇	一三二	平均
一三八〇〇	一九六	一九六	一三二〇〇	一三二	二十錢以上

米	一
甘	一
計	一
	一
	一
三〇九	一
二〇九	一
五一八	一
	一

場と特約し職工を入浴せしめつつあり。

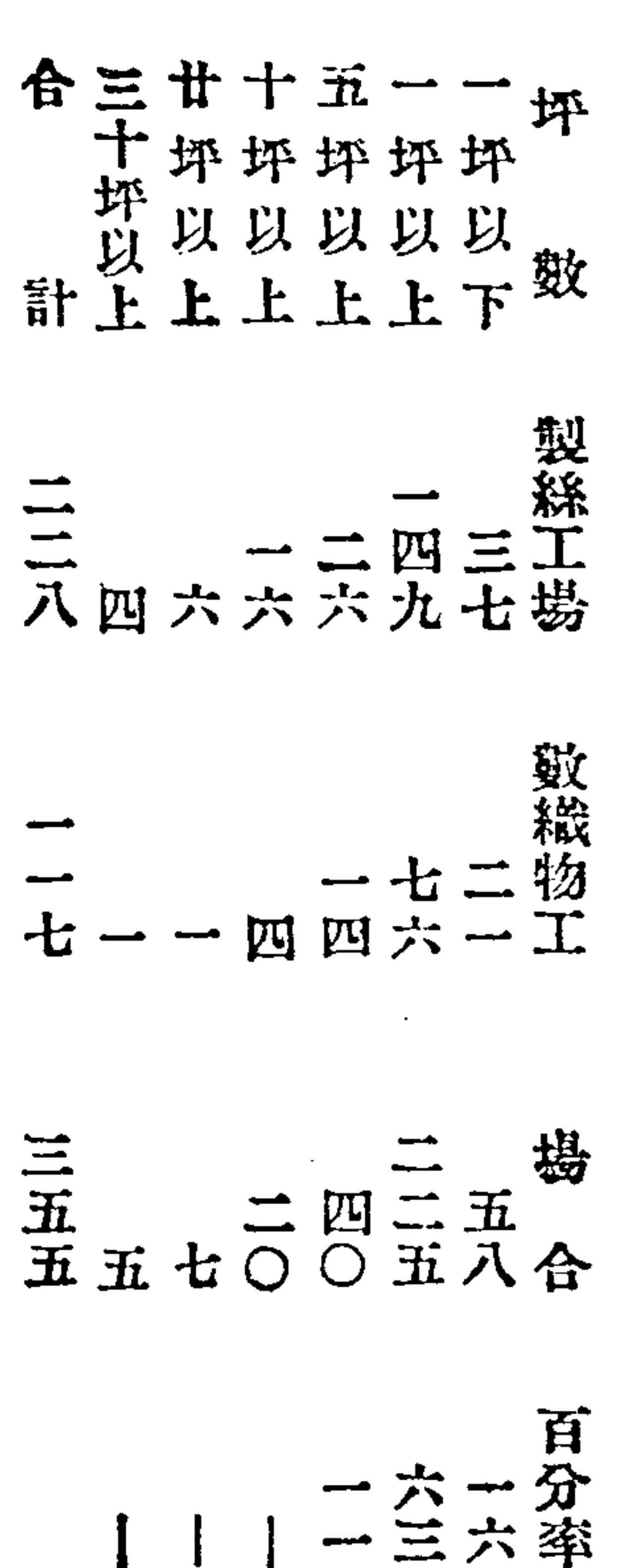
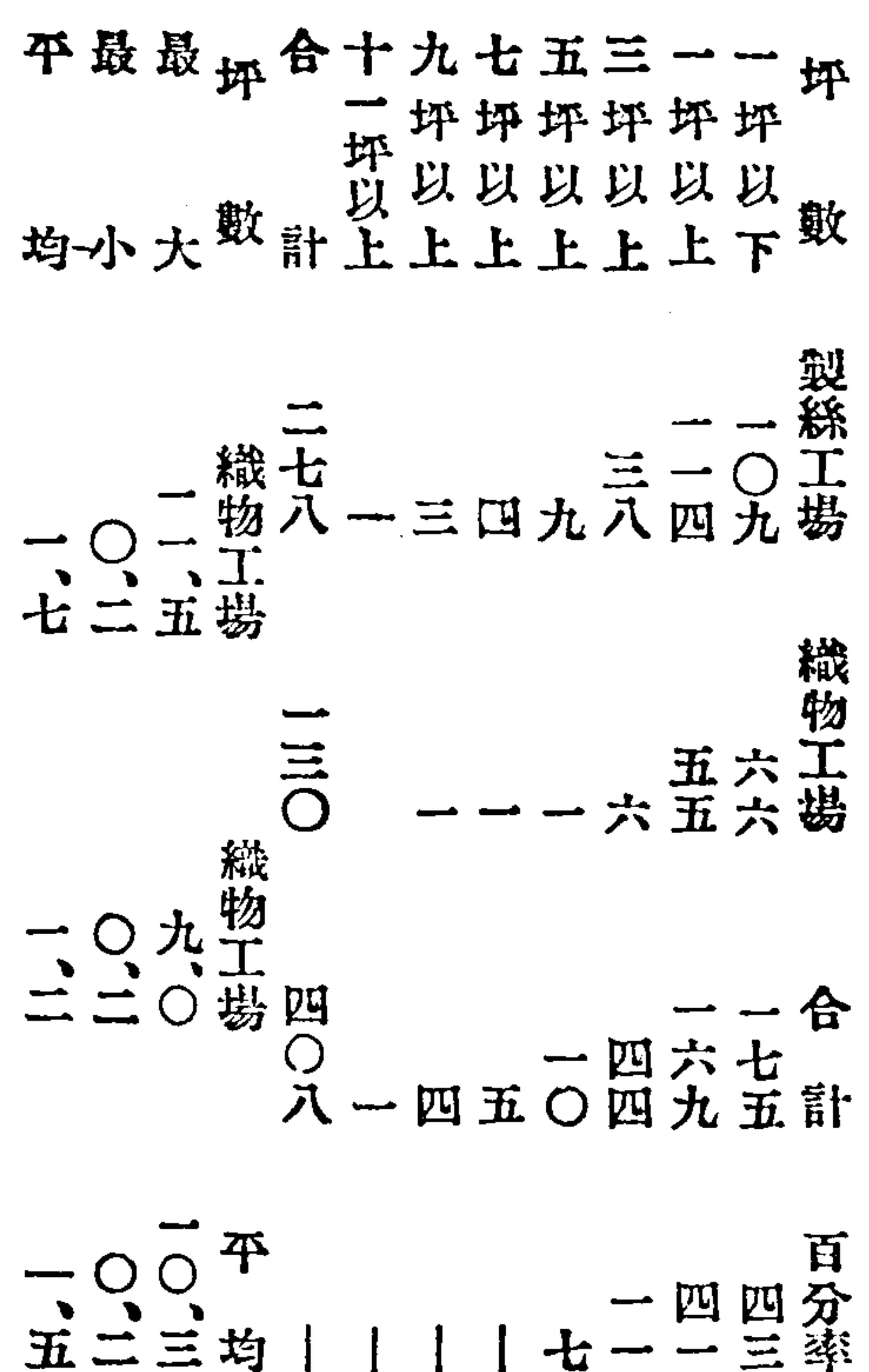
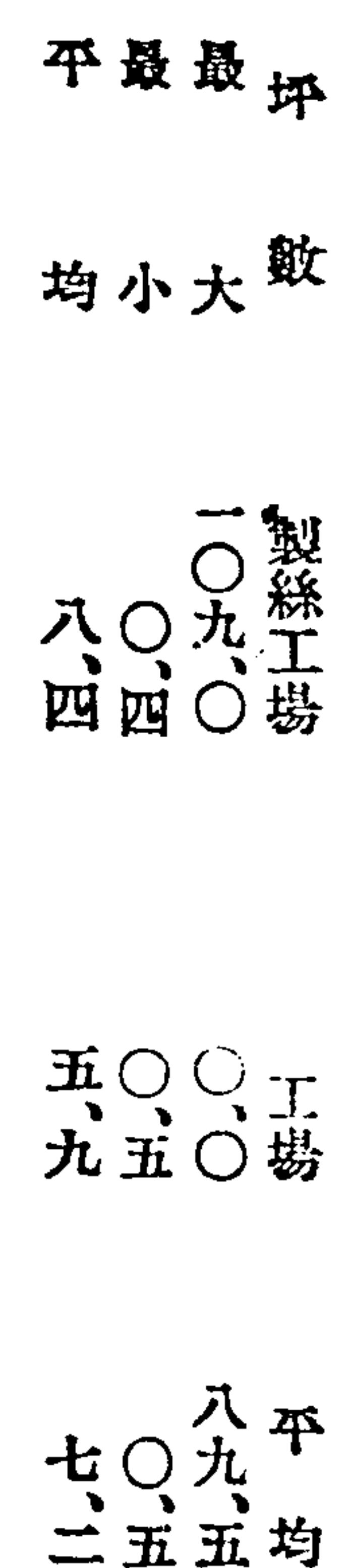
## ▲男女區割狀況

状況	製絲工場數	織物工場數	合計	百分率
同室	一五六	七〇	二三六	七七
別室	五四	一四	六八	二三
計	二一〇	八四	二九四	
合				
男女一室に入浴せしむる工場は兩者の入浴時を異にするを普通と				

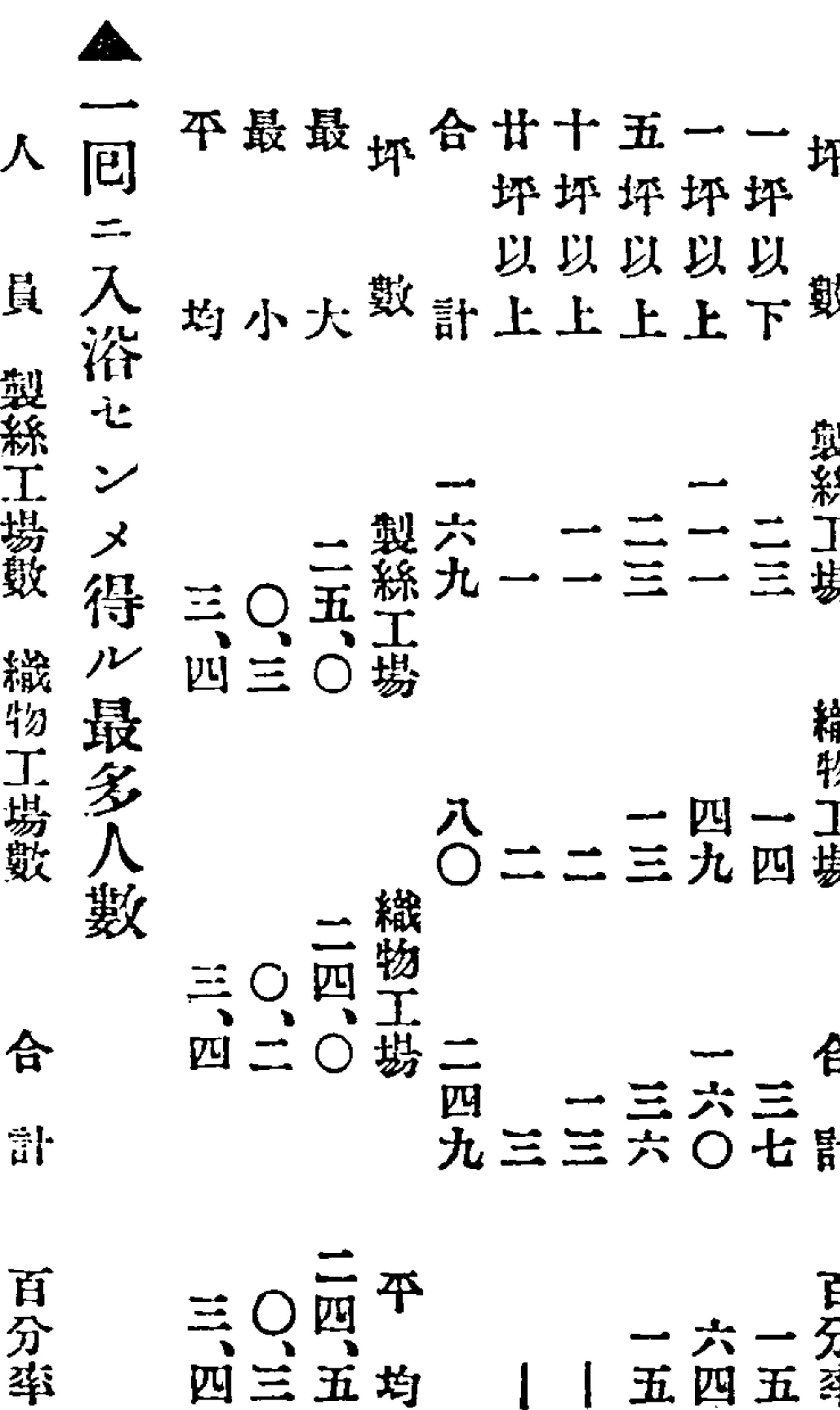
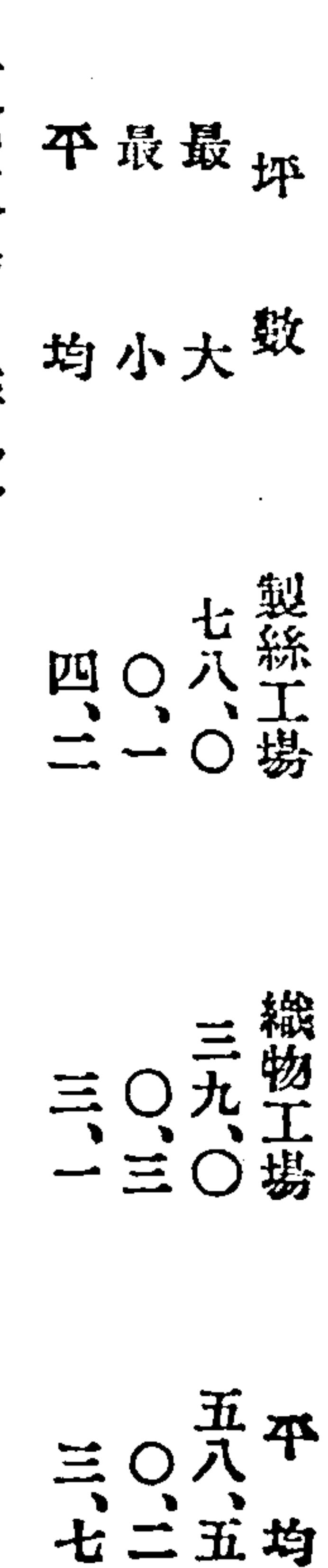
▲ 入浴回數

## ▲ 殘食物ノ處置狀況

處置法	製絲工場數	織物工場數	合計	
			百分率	百分率
家畜飼料	一二七	六九四	一九六	四四四
肥料	九九九	八四一	一八三	四一四
却料	三八五	一〇一	一六七	一四一
却計	一〇九	一〇九	四四一	一九一
合計	二七四	一六七	一六七	一六七
浴室	一六七	一六七	一六七	一六七
浴	一六七	一六七	一六七	一六七
大規模工場の外概して不完全、不潔なり。調査せし工場中三十九	一	一	一	一
工場は浴室の設備なし、之等の工場に於ては工場主が附近の公衆浴	一	一	一	一
合計	二八二	二九一	二九一	二九一
浴室	二九一	二九一	二九一	二九一
浴	二九一	二九一	二九一	二九一
大規模工場の外概して不完全、不潔なり。調査せし工場中三十九	一	一	一	一
工場は浴室の設備なし、之等の工場に於ては工場主が附近の公衆浴	一	一	一	一



住宅問題



◆收容總人員ヲ入浴セシムル爲ニ要スル回數

百分率	合計	織物工場	製絲工場	數回	回
二五	八五	三四	一〇〇	五一	一回以上
四五	一五〇	一六	五三	一五回以上	十五回以上
二一	六九	一七九	三九	二二八	廿五回以上
八五	三三五	三五五	一三二	一一八	卅五回以上
合	三三五	三五五	一三二	一一八	合

# 合計一六九

	百分率	合計	織物工場	製絲工場	光採	普貢	不貢通	貢
一四五	二二四	六三	七九	一五	六六	三一	一四五	一
一四二	二〇	四六	八六	二四	二四	一三	一四	一
一三四	八六	四六	八六	二四	二四	一三	一三	一
三五六	六三	二二四	七九	一五	六六	三一	一四五	一

其他夜間に於ては採光を必要とするにも不拘、少數の工場に於ては全然燈火を設備せざるものあり。

# 東京市民の住宅問題

住宅費は所得少き者程割合大なるは周知の事なるが近來の傾向はその割合益々増加しつゝ在り。東京毎日記者の調査に依れば次の如き數字を示してゐる、(家族

四人平均とす

百分比	百分比	百分比	百分比	百分比	百分比
五十五圓	三六五	二五	一九	一四七	一四一
八十一	二四八	一八	一七	一七	一七
一百圓	二〇〇	五七四	一四七	一四一	一四一
一百圓	二二〇	二一六	二〇〇	二〇〇	二〇〇
一百圓	二〇〇	一七	一七	一七	一七

右表に依れば百圓の月收者は家賃食費薪炭點燈費として總支出の約四割を出すに、五十圓の月收者は約八

## △ 洗潔狀況

大規模工場に於ては當時一定の掃除人に掃除せしむる結果概して清潔なるも小規模工場に於ては如斯事なきを以て一般不潔に流るる工場多數を占む。

不曾貞  
貞通  
一〇八  
二五六  
一二六一  
一七六  
一六九  
四二六二  
一三六

割を出すを要し節約の餘地なきものと見る可きである。

二月八日、午後神田青年會館に於て催された住宅問題講演會に於ける佐野利器博士の演説に依れば東京市民の住宅は住宅地全面積二千三百萬坪で之に對する人々が二百三十萬として一人の住居の廣さ十坪である。巴里の八坪、伯林の九坪に次いで第三位である。然し實際は官有地、大商店、會社、工場、公園等があり、一戸十萬坪を占有してゐる者一人で一万坪、五千坪を占有してゐる者もあり一萬坪、五千坪を占有してゐるから、下級細民になると一人約一坪の割合になる、疊敷は市内全部で七百萬枚である。市の人口増加は年に約十萬、家の増加は一年約六千戸であるから到底之に伴はない。現在平均一人に三疊に當つてゐる。貧民窟では二疊一戸と云ふ家が澤山在つて其處に五人も六人も家族が住つてゐるといふ。

### 東京市の平均住宅坪

東京市にて年内に甚くとも百戸以上の住宅を建設する爲めに庶務統計課にて基礎材料として市内現在人口

と家族を調査した結果を觀ると、大正七年度末に於ける東京市内の棟數は三十五萬三千五百棟で平家建坪に換算すると八百四十七萬九千九百九十四坪となり、内住宅として存する棟數は三十萬三千百五十四棟で此平家建換算は六百五十九萬三千百七坪である。更に疊に換算する時は千三百十八萬四千二百疊となる。一棟平均住民數は大正四年に七人三分、同五年に七人六分、同六年に七人九分と殖え七年には七人八分と減じてゐる。併し實際は大小成金が小家屋を買收して一人で尙二十棟以上に相當する住み方をしてゐるからである。人口一人の住宅坪數は平均七坪一合一勾約十四疊になつてゐるが、事實は七八十疊から百疊以上の大邸宅を占有する者在る傍ら一坪に三四人以上雜居してゐる細民があるのである。

### 東京本所横川町隧道長屋の取拂

警視廳では道路、衛生風紀取締等種々の點から細民部落を調査し、其戸數人々生活状態に關し綿密なる統計が出來た。同時に保安部では之を基礎として改善整

理、救濟等に就いて目下考案中である。先づ第一着手とし細民窟の整理に懸つた。しかも其劈頭は本所横川町七十二番地所在の隧道長屋である。約七十戸、三百六十餘人の細民が年中陰鬱な空氣の中に生活している。太平署では先月二十日迄に全細民に立退く事を命じた。然し、家賃を二ヶ月分免除、立退料十圓供給しても容易に立退かない。亦一方洲崎署では区内豊住町の細民窟取拂ひに懸つてゐるか、之亦容易に立退かない。尤も昨今の如く不景氣の時には内情を察してやらねばならぬが、一面景氣の良否に拘らず貯蓄などは全然念頭にないから好都合の時を只待つてゐる譯には行かぬ。警視廳としては、其後を家主がどうしようと別に問題でない。只改善して不體裁でなくすればよい。

昔乍らの生活で犯罪の巣窟であるから子供の感化の上、風紀の上からも種々の點から一旦散亂せしめた方がよいと思ふ。殊に部落に新しく安い家屋が幾らも建てられてゐるので、左のみ途方に迷ふ事もないであらう」と當局者は語つてゐた。

警視廳調査によれば東京市都では大正六年に木賃宿は三百六十三軒、其宿泊人員は二十一萬三千七百四十名、七年では木賃宿三百八十四軒、宿泊人員二十五万九千百十四名に増加して居る。併し郡部では大正六年に宿數百六十六軒、宿泊人員數九萬千三名であつたのが七年では宿數は百二十九軒に減少してゐながら宿泊人員は却て十二萬八千四百五十七名に増加して居る。此木賃宿生活をする者は大抵失業又は病氣の爲め衣食に窮した者、事業に失敗した者、怠惰のため向上心なき者等で、一度此所に陥ると日々の生活に追はれるので再び活社會に出るべき氣力を失ふてしまふ者が多い。中には營養不良の爲め行倒れとなる者が都市を通じて毎日五六人もあると云ふ。收入は一日七八十錢から一圓二三十錢であるが貯蓄のある者は殆どない。又學齢兒童は七十七名あるが通學者は僅かに十二名に過ぎないと云ふ。

### 大阪市設住宅

輓近家賃の暴騰と借家の缺乏とは労働者及其他の生活を不安ならしむること甚だ多い。茲に於て大阪市は

### 警視廳管下の木賃宿

此等に對し低廉にして清楚なる住宅を提供し以て住居の安定を與へ、又一面其道德的觀念と生産能率との發展を促さむとする目的を以て先づ市内築港及櫻宮の二箇所に市營住宅を建設した。今其概要を示せば左の如くである。

位 置	敷 地 坪 數	建 物 坪 數	創 建 費 數	寵 設 費 數	櫻 宮 住 宅
大阪市西區鶴町一丁目	三千九百七十七坪七合四勺	一千百九十五坪八合一勺五	金貳拾壹萬五千六百五拾貳圓	百八十七箇	
大阪市北區中野町宇北中野町	三千六百九十四坪五合二勺五才	一千〇四十三坪七合五勺	金拾七萬八千貳百四拾五圓	二百箇	
築港住宅の構造及其間取	大坂市北區中野町宇北中野町	三千六百九十四坪五合二勺五才	金拾七萬八千貳百四拾五圓	二百箇	
特住宅木造二階建	階上（六疊、三疊）二十三箇	階下（六疊、三疊）十五箇	平家建（六疊、三疊、二疊）四十箇	甲住宅木造二階建	浴店場
階上（六疊、三疊）二十三箇	理髮所一箇を含む	階上（六疊、三疊）十五箇	丙住宅木造二階建	階上（六疊、三疊）四十箇	階上（六疊、三疊）四十一箇
甲住宅木造二階建	甲住宅階上	甲住宅階下	乙住宅木造	階下（六疊、三疊）二十箇	階下（六疊、三疊）四十一箇
階上（六疊、三疊）十五箇	丙住宅階上	丙住宅階下	特住宅	六十箇	三箇
乙住宅木造	甲住宅階上	甲住宅階下	店舗	六十箇	一箇
平家建（六疊、三疊、二疊）四十八箇	丙住宅木造二階建	丙住宅階下	浴店場	一箇	
丙住宅木造	平家建（六疊、三疊、二疊）四十八箇	丙住宅階上	家賃、家屋賃料は其種別によりて左の如く定め其の月分を毎月五日までに納付せしむ	一箇	

大正八年七月三十一日現在住居寵數及人口左の如くである。

築港住宅（大正八年六月一日開始）



火 夫 一 總 計 一二四

託 兒 所

尙設住宅居住者其附近居住者の兒童を預り父母の就業を與へ其労働能率を高めんか爲、市は築港及櫻宮住宅敷地内に託兒所を建設して居る。築港は大正八年七月十一日より之を開始して居るが同月三十一までの成績左の如くである。

三年	四年	五年	六年	七年	八年	合計
男三	男五	男三	男三	男六	男一	男二〇
女三	女二	女三	女二	女一	女一	女二

浴 場

其他市設住宅者及び其附近居住労働者の生活費を輕減し併せて其健康を保持せしむるの目的を以て市は住宅敷地内に廉價なる浴場を設け、櫻宮は大正八年六月十八日、築港は同七月十三日より之を開始し、入浴料は七歳以上金貳錢七歳未滿金壹錢とし入浴時間は毎日午後四時より午後十時までとして居る。

今事業開始より七月三十一日に至る成績を示せば左の如くである。

浴場別	開始	期間	七歳	七歳	平 均			
			以上未滿	計				
櫻宮浴場	大正八年六月十八日	自六月十八日至七月卅一日	去吾 二五	二〇、四〇	一四七	三三	一三六	計
築港浴場	大正八年七月十三日	自七月十三日至七月卅一日	三七	六〇	三七	二三	四一七	計

實費診療所

尙市設住宅居住者及其附近居住労働者に限り實費を以て治療をなし、一面其生活費を輕減し他の一面に於はて労働能率を助長せしむるの目的を以て市は實費診療所を築港及櫻宮住宅敷地内に建設して居る。

今此様な條件を具へて居る市設住宅を如何な條件で市が貸與して居るかと見るに其貸與の條件は左の如くである。

市設住宅貸與規程

第一條 住宅ハ労働者ニシテ業務ニ勵勵シ一家經營ノ能力アリト認ムル者ニハ之ヲ貸與ス市長ニ於テ、必要ト認ムルトキハ労働者以外ノ者ニモ貸與スルコトアルヘシ

第二條 住宅ノ貸與ヲ受ケムトスル者ハ本市ノ承認ヲ受クヘシ

第三條 前條ノ承認ヲ受ケタル者ハ五日以内ニ借宅證書ヲ本市ニ差出スヘシ

第四條 借宅料ハ一箇月一戸ニ付金參圓以上拾貳圓以下ニ於テ市長之ヲ定ム

借主ハ借宅料毎月五日迄ニ前納スヘシ但シ新ニ貸與ヲ受ケタル月

ニ限り來際ノ際之ヲ納付スルモノトス

**第五條** 借宅ハ之ヲ轉貸シ又ハ其ノ一部ヲ他人ニ貸與スルコトヲ得ス  
家族以外ノ者ヲ世帯内ニ居住セシメムトスルトキハ本市ノ承認ヲ受クヘシ

**第六條** 居住者ハ他人ノ迷惑ト爲リ又ハ住宅ヲ毀損若ハ汚染セシムヘキ家内工業ヲ營ムコトヲ得ス

**第七條** 居住者ハ本市ノ承認ヲ經スシテ借宅ノ模様替ヲ爲スコトヲ得ス

**第八條** 居住者ハ建物又ハ附屬物ヲ滅失又ハ毀損シタルトキハ借主ハ之ヲ原形ニ復シ又ハ其ノ費用ヲ賠償スルコトヲ要ス

**第九條** 居住者ハ常ニ借宅ノ内外ヲ整理シ苟モ外觀ヲ損シ又ハ比隣ノ迷惑トナルヘキ行爲ヲ爲スコトヲ得ス

**第十條** 借主ニシテ宅料ヲ延滞シ又ハ本規程若ハ住宅取締ニ關スル命令ニ違背シ又ハ業務ヲ怠リ風俗秩序ヲ紊スノ行爲アリト認ムル者ニ對シ市長ハ何時ニテモ退去セシムルコトヲ得同世帯ノ者ニ付本條ノ行爲アルトキ亦同シ

**第十一條** 借主退去セムトスルトキハ五日前ニ本市ニ届出テ建物其他備品ノ検査ヲ受クヘシ

**第十二條** 本市ニ於テ火災豫防其ノ他取締上必要ト認ムルトキバ居住者ノ立會ヲ得テ隨時屋内ノ検査ヲ爲スコトアルヘシ

**第十三條** 本規程ニ必要ナル細則及施行期日ハ市長之ヲ定ム

## 大阪電車從業員の爲に住宅新設

大阪市にては市電車掌運轉手の爲めに築港千舟橋の

大坂市役所調査課では市内夜學校三十一校の就學兒童五百三名に就き彼等の住宅調査をしたが結果は次

南方に工費約十八萬圓を投じて二十四棟半、一千百餘坪の長屋を新設した。愈三月中旬から開く事となつたが建物は階下が三疊、六疊、二疊、勝手元便所及び一坪餘りの空地から成り、二階は四疊に二疊で便所も勝手元も階下とは別々である。又二階の上り口は階下とは別になつて二階専用の入口になつて居るから二階の者と二階の者とが互に氣を置く様な心配もない。家賃は階下が四圓、二階は三圓で電燈料も水道料も要らない。但し二階は子供なき者に限るので子供が出來たら階下に下りる事になつてゐる。住宅の採光は充分よく行届いて居り通路は中央に大路あり之と十字形に交叉する南中北の小路ありて排水もよく出來て居る。尙此外市電では獨身者の爲に前記の長屋と相對して階上階下六十四室の合宿所を開いて一ヶ月壹圓の會費で現業員を寄宿せしめて居る。

八七三人	八七三人
一四三人	一四三人
一人	一人
二四三人	二四三人
一四八人	一四八人
一人	一人
八五人	八五人
九人	九人

## 北九州の住宅問題

北九州の至つて狭隘な處に無數の工場が建設され無數の人口が流れ込んで以來は北九州の住宅難は必然の聲であつた。最近門司以西洞海湾附近各市並に福岡、久留米、大牟田三市及筑豊炭礦地方の借家賃に付關係警察署の手で調査した處を見ると。

門司市 にては市街地で疊一枚平均賃は大正三年には一等六十錢、二等五十錢、三等四十錢であつたのが三年過ぎた六年には各等共十錢上り翌七年八月以降には更に各等共十錢上りとなつた同市には市街接續地には借家はない

小倉市 では門司市より更に高く大正三年市街地の疊一枚で一等八十錢、二等五十錢、三等四十錢、であ

つたのが五年には各等十錢乃至二十錢上り翌六年には各等二十錢乃至五十錢に暴騰し本年に至り二三等に於て二十錢乃至三十錢上つて居る又市街地接續地にては三年一等八十錢、二等五十錢、三等四十錢の分が五年に一等が二十錢上り爾來セリ上げて現今一等一圓三十錢、二等一圓、三等八十錢、となり

八幡市 では三年一等六十錢、二等五十五錢、三等四十五錢、のものが毎年何れも五錢上げ位で進み七月八月以後より一等にて六十錢を二等にて二十五錢を三等にて十五錢本年に至り更に各等とも三十錢乃至五十錢に値上した市街接續地の方も三年以來各等とも毎年五錢乃至十錢の値上したのが本年の暴騰は實に驚くべきもので一等六十五錢が一躍一圓二十錢二等の五十五錢が一圓三等の四十五錢が六十錢となつた

若松市 では六年の値上以來今日に及び市街地で三年中一等九十錢が一圓十錢二等七十錢が八十錢市街接續地では各等五錢乃至十五錢を上た

福岡市 では七年迄は異動なかつたが本年三月より市街地一等十錢上げの八十錢二等で十五錢上の七十錢三等で十錢上の六十錢市街地一等十錢上の七十五錢

一等十五錢上の六十五錢三等十錢上の五十五錢である  
尤も昨七年中多少値上した家主もあつたか極めて僅  
少で同市にある貸家同業組合の如き有名無實のもので  
ある以上同市の調査は標準的のものであつて各市とも  
家賃は漸次値上の傾向を示しつゝあるのは勿論の事  
で疊の表替を借家主に要求し建具の張替修繕等にも同  
様借家側の責任として居るものもある

久留米市　は昨七年八月以前値上した家賃で今日迄  
繫がつて居る今此値上状況を調るに市街地疊一枚を三  
等級に分ち昨年の値上對照を擧ぐれば一等九十錢が一  
圓三十錢に二等七十五錢が一圓十錢三等六十錢が九十  
錢なり市街接續地では各等を通じ八錢乃至十三錢位の  
値上で他市よりは手酷しくない

大牟田市　は久留米市と大同少異で市街の分で昨年  
八月以前を以て從來の一等八十錢が一圓二十錢に二等  
四十錢を五十錢に三等二十錢を二十五錢となり市街接  
續地にも多少の値上がある以上市街の方は依然洞海湾  
附近が一番高く久留米、大牟田兩市方面が左程迄ない  
のであるが借家の拂底狀態から見ると同處も同じとい  
はねばならぬ

筑豊炭礦地方　では如何であるか遠賀郡折尾町では  
市街地で三年中一等四十錢二等三十七錢三等二十八錢  
であつたが以來毎年多少宛上り本年では一等七十錢二  
等六十五錢三等五十五錢でなり市街接續地の方が寧ろ  
甚しく五年前に比すれば倍額若くば夫以上となり現今  
一等六十五錢、二等五十五錢、三等五十錢に及んで居  
る田川郡藤寺町に於ては五年前に比すれば先づ倍額と  
なり一等四十錢が七十九錢、二等二十八錢が五十六錢  
三等十錢が二十三錢となつて居る

鞍手郡直方町　にては五年前市街地で一等五十五  
錢、二等五十錢、三等四十五錢であつたが二個年每位  
に五錢十錢宛高くなり昨年八月以後には一等八十五  
錢二等七十五錢、三等七十錢に達し市街接續地では五  
年前一等五十錢、二等四十五錢、三等四十錢のが五割

内外の値上を示して居る

嘉穂郡飯塚町　に於ては大正三年市街地にて一等五  
十錢、二等四十錢、三等三十錢であつた。夫が毎年五  
錢乃至十錢を上げ現今一等一圓、二等七十錢、三等五  
十錢で五年前に比し約倍額に達して居る。又同町市街  
接續地に於ては五年前一等四十錢が九十錢二等三十五

錢が六十五錢三等二十五錢が四十五となる。

因に大正六年未同縣下主要都市現住戸數並に現住人に數は次の如くである。

	面積	現人口	現住戸數	一戸平均人口	一方里現住人口
福岡市	一 方里	九、二五	五、三〇	六・五	二七、九〇
若松市	〇・八五	三、六三	七、三〇	五・三	二六、三〇
八幡市	〇・二八	八、六二	二、六三	四・八	六、三五
久留米市	一・四〇	四、三五	八、三五	四・八	二七、九〇
大牟田市	〇・七三	老、八〇	二、三五	六・九	二三、八五
小倉市	〇・五三	壹、八六	五、八六	五・二	二〇、一七
門司市	〇・一五	七、七三	二、〇五	五・三	九、三二
計	四・六〇	四六、七一	五・五	五・五	五、三〇
(但し久留米大正六年度に於いて約三倍餘面積を増してゐる)					

吾人は次に右諸市に於ける諸建物棟數並に坪數を之に比較して見たいが何等之類する統計を得られないのを遺憾とするのみである。然れども一體に空家の如きものを見得ない、殊に八幡にては大阪地方にて所謂『権利』の弊害漸く起らんとしてゐる。門司若松小倉大里の諸地方も大抵之に同じきものがあると云ふ。之に對し縣市當局は各々住宅經營の目論見を立て、縣は百萬圓の低利資金融通を希望し、内二十萬圓を福岡市に割宛て教員住宅百軒と公設市場を建てんとし、殘額を七市五郡に分割る筈だと傳えられ、小倉市當局も四萬

圓の融通を政府より得て借家五十戸建設の計畫の一端を行はんとしてゐる。各一方各工場經營者も新開地の常態として各々自ら職工職員の爲めに住宅を建設して急場をふさいでゐる。工場法適用工場中九十七工場は住宅を職工等の爲めに建設してゐるが内六十餘工場は建設戸數十戸以下にて且つ長屋式のものは雜居せしめてあるのである、十戸以上のものを掲ぐれば次の如し、

工場名	建設戸數	室數	家賃
帝國鑄物	三五	二一三	一・〇〇一六・〇〇
若松製鋼	一一	一〇三	二・四〇一四・八〇
戸畠鐵工	二八	一一五	二・七〇一ニ・〇〇
明治紡織職員	三五九	二一一二	一・五〇一〇・三七
東洋製鐵	一〇五	二・五〇一〇・八〇	料
旭硝子職員	一二二	二一七	七・〇〇一三〇・〇〇
小川耐火煉瓦	一一一	一一四	一・五〇一〇・三七
東洋特殊煉瓦	一〇八	二二一〇	五・〇〇一〇・三七
木造船	一一一	一一二四	二・〇〇一五・〇〇
明治精糖業所	一一〇	一一一〇	不無料
日華製油	一六〇	一〇・〇〇	明料
三菱骸炭職員	二五〇	一九・〇〇	料
東郷煉瓦	一五〇	一八・〇〇	料
無料	二五〇	一九・〇〇	料

とも皆一様である。煤煙や炭塵の多い九州の工業地區に殖民の様な家屋を建て、ゐるに過ぎない。此等の外に製鐵所の人夫合宿所及び職工官舎も可なり醜いものゝ一つである。此等の故に職工等は下宿屋等に過當なる料金を貪られてゐるものも事實である。

### 不景氣來と貸屋

安川電機	二二	五十五
安田製釘	三一六	一一二
中央セメント職員	四〇	一四
九州窯業職員	七六二	一四
九州化學工業職員	一四	一四
三浦煉瓦	一五一	一一四
幸袋工作	一〇	一一一
淺野セメント職員	四五	一一六
日本製鐵	七五五	〇・八〇—五・一五
東筑煉瓦	一四五	〇・八〇—二・二〇
三好煉瓦	一六	〇・七五—一・三〇
鐘紡久留米藍胎	一八	〇・四〇—六・五〇
久留米藍胎	一〇	〇・三五—四・〇〇
有馬工場	一一	六・〇〇—一・二〇
三井染料	一一	〇・六〇—一・四〇
三井紡織	一一	不 明
三池電化職員	一六	〇〇・五九—一・三一六
江口煉瓦	三五	〇〇・七五—一・五〇
	三九	無 料

然れども此等の家屋は概ね軒低く外觀内容共に理想に遠い、八幡市の如く商業地區より一步を外れる時狭隘なる長屋の例もあるの見るのは夫れである。各地

一月二十九日大阪新報所載に據れば、大阪市の西野田方面から西九條、四貫島方面に於ての職工街の景氣は貸家の状態に依りて示されてゐる。一例は四貫島白島景造所有の東洋紡績附近の二階建は先日まで二十四圓を主張してゐたが昨今では十八圓でも借手がなくなつた。同町なる宇野運吉所有の二階建は離れ座敷は二十四圓であつたが今は借手がない。之等は職工の收入減と節儉の風が盛んになつた結果である。かくて職工よりも職工相手の各種営業者の打撃が強くなる。福島邊の或貸屋営業の會社は朝日橋署で改築を命ぜられた。要するに貸家営業者は漸次困難の立場に入つて行くのは事實だ。

### 東京府下の木賃宿調査

大正八年一月末の調査によれば東京府下の木賃宿の次の一  
次の如き状態である。

大正八年一月二十五日現在宿泊者（家族を除く）

				木質宿現在數
市 部	市 部	市 部	市 部	市 部
深川、富川町	本所、花町	淺草、淺草町	本所、業平町	四谷、永住町
二一四	一一四	一一四	一一四	一一四
合 計	合 計	合 計	合 計	合 計
三八九	二四三	七五九	六三六	九八二
——	——	——	——	——
都 部	都 部	都 部	都 部	都 部
新宿町	板橋町	新宿町	板橋町	新宿町
二〇	一七	二〇	一六	二〇
合 計	合 計	合 計	合 計	合 計
二二五	一六	二二五	一六	二二五
七二	一七	七二	一七	七二
其他合シテ	其他合シテ	其他合シテ	其他合シテ	其他合シテ
品川町	板橋町	品川町	板橋町	品川町
一六	一六	一六	一六	一六
合 計	合 計	合 計	合 計	合 計
五二四	一七	五二四	一七	五二四
六九三八室	二二五	六九三八室	二二五	六九三八室
三三二五疊	七二	三三二五疊	七二	三三二五疊
總 所 有 室 數	總 市 郡 合 計	總 所 有 室 數	總 市 郡 合 計	總 所 有 室 數

## △浴室の設備あるもの

市 郡 部	市 郡 部	都 計	都
一 三 九 四	一 三 九 四	一〇〇	三四六
強	強	四四六	
部	室 數	疊數 一室平均	
九 強	一 三 九 四	四四六	
部	室 數	疊數 一室平均	
市 郡 部	一 三 九 四	一〇〇	三四六

# ▲一戸平均の室数及び一室平均の畳数

市 郡 部 一三強  
九強

計其行輕荷雜土  
商車  
他人子輓業工

其内市内宿泊者の約六割三分は三十日以上繼續の宿泊者にして、郡部は七割七分丈けは三十日以上投宿者で永きは一年二年甚だしきは十年以上繼續せるものが  
ある。

家族女  
五二三  
五〇

◆宿泊者滞在日數別

	三十日以上 の宿泊者	三十日未満 の宿泊者
郡部	三十日以上 の宿泊者	三十日未満 の宿泊者
獨身男	四三〇四	三一、二九
獨身女	ナシ	二六
世帯持男	一〇三五	四八
世帯持女	三六	一
同族男	五四五	一一
同族女	三七七	八三
家族男	五四五	一二
家族女	一三七七	八
獨身男	六八六	二四三
獨身女	五九	二四
世帯持男	六八	三八
世帯持女	六四一	三八
同族男	六四	三八
同族女	四六二	三八
家族男	四六	三八

# 東京日暮里の近代的長屋の

東京府慈善協會では本年二月より日暮里檜樓消毒會社の裏手に細民長屋の建設に着手したが本年九月迄には竣成せしむる豫定である。敷地は一千坪で中間に幅二間半の道路を設け兩側に平屋建二戸續き又は四戸續きの長屋を五十戸ばかり建てる筈である。一戸は三疊一間のものと、六疊一間のものと、四疊半二間のものとの三種類で裏面には相當の空地をつけ其外に共同の託児所、授産所、浴場、等を設け比較的住み心地よき労働者の住宅とする計畫である。

# 巢鴨三百間長屋の状況

二月二十五日都新聞は東京巢鴨の二百軒長屋の差配  
長谷川氏の次の如き談を紹介した『昨年の暮に一圓の

労賃が昨今七十錢位しか取れなくなり、其の七十錢仕事をも有つたり無かつたりなので月に平均すると一日僅かの労銀しか得られない。特に女は辨當持ちで朝から晩まで働いて平均二十五錢しか得られない。此三百軒長屋は家賃一圓七十錢で年七割入れば上々としてゐる殊に此の一ヶ月は滞納續きである。此長屋に住む人々は手と足より外仕事着もなく、道具もないのでいゝ仕事も廻つて來ないだから女の子を娼妓や女中にしたがつてゐるが夫も旨く行かない。何故なれば、現在娼妓が大變不足してゐるので洲崎邊の女將が桂庵に案内されて一週一人位は廻つて來るか行儀が余り悪いので取らずに歸るのが多いのである。私娼にしようとする親達もあるが、夫には着物らしい物を着せねばならぬので大抵破談で昨年の暮れから女将らしいのに連れて行かれたのは只一人のみだ。此長屋で一番悲惨であつたのは大正三年の不景氣な時で、此處の住居の働き盛りの男で僅か二十錢の労銀しか得られなかつた時であるが、近來も殆ど同じ位になりかけてゐる。大概の人々は『割込み』と云つて親分に泣付いて無理に仕事をさせて貰つてゐる有様だ。

## 福田工學士の東京市電從業員住宅市營建設案

四月五日、東京に催されたる建築學會の大會講演會席上で東京市技師工學士福田重義氏が發表したる市營住宅建設の私案を見るに先づ市吏員の住宅建設の必要を述べ東京市吏員全體の俸給を見るに五十圓以上の者僅に五百五十人で餘の一萬四千五十人は何れも五十圓以下である。併して家賃として何れも其二割餘を拂つてゐる。就中七千三百九十三人の電車從業員は平均三十五圓で激しい職務に從事しつゝ不安な生活を送り安住すべき家すらない。故に住宅建築を實行するならば第一に之等の者よりせねばならぬ。今夫等の監督車掌運轉手職工、信號人、雜役夫等を車庫別に擧ぐれば左の如くである。

本庫二三、廣尾三一五、大塚三九五、教習所二八一、青山七九〇、  
巢鴨六五〇、有樂町三一九、新宿七〇四、三之輪九七四、早稻田一  
五九、本所七四六、濱松町工場七五〇、

是等は何れも早朝勤務、夜間夜出の關係上所屬車庫附近に住居してゐる。併し一ヶ所に集合せしむる結果は時に同盟罷業等の危險を伴ふ虞ある故に自分は分属

箇所中の適當の數ヶ所を選定し茲に建設する可とをする。

今假りに廣尾、青山兩所屬の有家族者六百十六人獨身者百八十八計七百九十六人の爲に府下目黒村大塚に敷地三萬二千四百坪、建坪總數三千九百四十坪の住宅を建築するものとして設計案内容は次の如くである。

#### ▲固定資金

建築費(垣共)五十九萬二千八十圓、敷地々均(道路費共)千六百二十圓、植樹費一第八百圓、給水設備費七萬二千圓、排水設備費八千圓電燈取付費一萬五千八百圓、瓦斯敷設費一萬圓、電話架設費二千圓諸雜費六千九百八十圓、計七十二萬圓、敷地購入費四十八萬六千圓合計百二十萬六千圓、

#### ▲経常支出

減債償却金(建物のみ)一萬二千圓固定資金利子(土地建物其他)三萬六千百八十圓火災保険金、二千九百六十四圓、給水料五千十六圓、地租稅五百十八圓、家屋稅三百五十四圓、建物修繕費一萬二千圓、管理費及雜費二千四百圓、計七萬千四百二十八圓、家賃取立四萬三千百五十七圓、糞尿賣却代金六百八十四圓、計四萬三千八百四十五圓、右收支計算書に依れば差引二萬七千五百八十三圓の損失となるが之は東京市が負擔する事となれば住民中五分を空屋と見て、七百八人は一人當り年額三十五圓三十六錢一ヶ月二圓九十四錢七厘の補助を得る事となる。斯くて彼等の生活を保證すると共に市内の小家屋

の需要を緩和する事が出来る。市内一ヶ年の人口約六萬八千人の増加を調停する爲めに年々一萬一千戸の家屋新築の要があるが現在行はれてゐない。故に家屋の不足は當然だ。

### 都下住宅の規格統一に就て 佐野利器博士の談

四月六日、建築學會大會第二日を午後一時より東京海上ビルディング内に開催せられ都市住宅に關して各専門家の講演があつた。席上佐野利器博士は規格統に就いて次の如く語つた。『都市住宅改良の歸着點は良好なる住宅を多數に得るに在る。元來都市の生活は密集生活で小面積の中に多數の市民を收容する故に土地を最も有効に使用すると共に家屋も亦、最有效なる形を得なければならぬ、今日の都市住宅の現状を見るに富者の邸宅は暫らく措き中流以下のでも千差萬別百鬼夜行の有様であるが。自分は家族數及收入の額に依つて二室、三室、四室を要するものと云つた様に數種に分つて、其種類に應じて同様の生活をする様にしたいと思ふ。そうすれば、今迄の様々の家を建てるよりも

材料に於いても手數に於いて非常に經濟で從つて今よりも多數の有効な家屋を建てる事が出来る。其家屋は如何なる職業の人に対しても便利である、各室が方向の如何に係らず光線が十分に入るもので且構造は單純で多數の建造に適ししかも自由に敷宅地を併合して大きくも出来、又將來建築物の向上した場合にも差支へない様な普通的の條件を具備したものでなくてはならぬ。紐育では住宅地は最大で二百尺に五百乃至八百尺位であり、英國の田園都市は二十五尺乃至四十尺に百尺位に規定されてゐる。自分は最下級の労働者と雖も夫婦者として先づ六疊二室位と共に相當した土地を是非與へねばならぬと思ふ夫を基として色々考案した』

### 労働者の下宿の慘状

四月十七日、大阪新報所載に據れば、大阪市内外の労働者を相手とせる下宿業者は職工賃銀漸落の傾向あるにも係らず、平和來の十月よりつい先頃まで最低一日六十錢から一圓二十錢までの下宿料を支拂はせてゐたが苦情が多くなつて來たので、近頃五十七錢又は五

十八錢を最低とし始めた。これとても一ヶ月十八圓にも當るのである。室は三疊以上位の部屋を當てられてゐるのかと思へばそれではなくて一人に對して十二時間一疊の割で晝夜交代に寝起きしなければならない。食物も三等米に東京米二三分混じたやうな飯と呪ひの様な副食物を食してゐる。大阪の工場地帶と云はるゝ朝日橋署部内には許可された下宿屋が二百二十軒あり此外至る處に素人下宿をしてゐる家があつて夫等にも千五六百人は止宿してゐる。素人下宿は營業者の様に亂暴な扱ひをしないが又決して優待はしない。朝日橋署の係りの部長は語る『下宿者の慘状は實に話にならぬ。犬か鶏にも劣つてゐる。自分の部屋と稱する者を持つてゐない。只一疊の與へられた疊さへ夜勤の人と

書勤の人と二人交代せねばならぬのです。食物の粗悪不潔な事は云ふ迄もなく、萬一病氣でもすれば慘めさは極度に達する。入院せねば寝る事も出來ない有様である。労働者達が如何に惡辣な彼等下宿業者から虐まれてゐるかを想像し得られる。警察もいづれ取締を講せねばならぬ。云々

## 神戸家主の新案

神戸又新日報四月二十四日所載に據れば近來家主連は家賃が高いとの攻撃に堪え兼ねて新案を考へ出し附け貸しを避け出したと云ふ。疊建具は仲々高價で金が掛る爲めに夫よりも家を裸にして置く方が樂だと云ふので腰辨の巣窟である平野、石井、鳥原、夢野邊の新建借家は申し合せた様に附け貸しは殆ど無くなつて了つた。夫で借家と云へば必ず建具附きと思つて入込む人々は非常に面喰はされてゐるといふ。

## 鐵道院從業員の爲に官舎と

### 共同浴場との増設

鐵道院では昨年度十五萬圓の豫算を以て各地に共同浴場を設け從業員の慰安に供へたが。其數は東部（管理局）管内に五十五、中部管内に三十、西部管内に四十五九州管内に二十、北海道管内に二十七、合計百八十七ヶ所で大抵各主要驛に設置してあつて其成績極めて良好であつた。それ故今年度は更に五萬餘圓を投じて主要驛以外の驛にも浴場を増設して疲労した從業員其

家族の身體を休息させる方法を立てた此浴場へは院の現業從業員は勿論其家族も自由に入浴する事を公認してあるから一方に慰安の道となると共に他方には相互親密の度合を強くする一機關となり得る譯である。

而して又從來院が現業員の爲に置いた官舎及び合宿所は一萬二千八百七十七棟であつたが、本年度は更に七十八萬五千圓の豫算で三百三十一棟を増設して各員の爲に經濟的援助の實績を擧ぐる事に努め、其内合宿所には圖書室、研究室、娛樂室等を設け水道料、電氣料等は無料とし又工夫長屋は無料で住居せしむる計畫である。

## 大阪長柄密集部落の生活

浮浪細民の多い長柄の密集部落改善の目的で今回改善專務の警部補派出所を設置する事となり。四月二十九日中津署の原警部が下調べ旁々視察した。其の生活狀態の悲惨なる事は想像以上で、最も慘めな生活をする者は約二千戸八千人で其内には多數の木賃宿がある約十戸は殆ど建腐と同様な茅屋である。戸障子類も新聞紙で貼つたのは上等の部で、三疊間の日家賃十八錢

それさへ拂へない連中は軒下に果敢ない夢を結ぶと云ふ。淀川に沿ふた東洋製紙裏手の細民長屋も隨分甚しいが此處の者は羅字仕換屋、其他兎に角職業を持つてゐて中には鶏の百羽も飼つてゐるものもある。併しほロ製天幕生活の連中に至つては始末におへないしかも長い者は十數年もそんな生活を續けてゐる者もある。

派出所の第一着手の事業は彼等の本籍地を嚴密に調べて一定の職業無き者を送還する方針だと云ふ。

### 東京職工住宅建設の新計畫

六月一日、東京渡邊竹次郎氏は資本金百萬圓全額拂込の住宅相互株式會社を設立し、主として職工等と労働者に相當の住宅を提供する新計畫を立てた。其内容は東京郊外の交通機關を利用して約三四十分位で往復出来る東郊及西郊の兩地に約五萬坪の土地を買入れ、五疊一間を一軒とする十軒續きの長屋を建て、其一棟に一軒位の割合に稍大きい家を建て此家には程度の幾分高き人に住んで貰ひ、同時に前十軒の取締兼相談役になつて尙其他に大きい家では二階建もあり又平屋で二間位のものもあり、家賃は最低一圓五十錢位から三

圓、五圓、八圓、十圓と別け十五圓を最高とし庭園等も一ヶ所に公園風のものを作り子供等をそこで遊ばすのである。設立の暁は半ヶ年内に三千軒位の家屋を造る見込であると云ふ。

### 工場寄宿舎の空氣

六月上旬農商務省鯉沼技師が主任となり長野縣下で工場寄宿舎の空氣試験を行つた。其結果は尙充分に發表せられないが、大體に於て炭酸瓦斯の含有量極めて多く殆ど危険率内にあると云ふことである。同技師の語る所と云ふを觀るに、全國製絲工場の寄宿舎の疊數は最少が工女三人に二疊で、中には二疊に十人など云ふ極端のものもある、結局一人一疊以上と云ふのが半數以上を占めて居る。又今回試験の結果によれば就寝三時間目に含有炭酸瓦斯器は二バーセント以上であつたと云ふ。普通炭酸瓦斯一バーセント以上になれば空氣が著しく汚れ、久しきに涉ると終に呼吸器を害し、六バーセントに到れば窒息するものである。然るに今回實驗の結果上記の如き結果を觀たのである故、當局は之を基礎として寄宿舎の構造に大改良を施す研究を

せんとして居る。

### 日本毛織物會社の大職工村建設

日本毛織株式會社にては六月上旬より兵庫縣印南郡加古川西岸に約六萬坪の土地を買入れ、社員職工等の爲に理想的住宅地を新設する計畫を樹て、土地買收を終へ地均しに着手した。右職工村は周圍に空地一萬坪を残し五萬坪を碁盤型に區割し、中央の一割に公園、娛樂場、運動場の設備を爲し、市場を設けて日用品を供給し、水道電燈等も調へ、加古、印南兩工場の就業員一萬人を家族數に依り甲乙丙に分ち、別に獨身者の爲に男女の寄宿舎を設けると云ふ。

### 大阪鐵工組合の職工住宅建設

#### 設案

六月五日、大阪鐵工組合代表者は新たに職工の住居すべき職工村を建設し之に附屬する病院を設けるために大阪工業會を訪ぶて協議した。其實行方法は第一着手に北區西野田に二百戸、次に築港及び玉造方面に各

二百戸宛を順次に建て、職工間の統一を計り團體的運動の基礎を養はうと云ふのである。經費は二千五百名の會員が毎月五圓十圓の積立金をなし、一戸でも二戸でも竣工出來次第引移り、労働問題を理解した人を村長として村の指導者たらしめやうと云ふのである。目下其敷地の件で工業會と交渉中である尙病院は職工には工場法の規定ある故其必要ないけれども、職工の家族は病氣の場合工場から治療を受ける事が出來ないから之等の者の爲に病院の設置は是非必要である。それ故株式組織で三萬圓位で病院を立て、株は資本家と職工とに任意に割當て、職工仲間の家族は全部實費診療で治療を受け得る様にするのである。此件については工業會の手を経て各工場經營に向つて交渉中である。

### 大連市の貸長屋

大連市にては今回木造貸家五百戸を建て竣工次第之を擔保にして資金を借入れ更に増設する計畫なりと云ふ。其費用は嚮に同市實業家森上卯平氏の寄附金十萬圓並に有志者の寄附二萬七千圓を以つて同市に保健浴場を建設する事とつてゐたが、材料騰貴により當初の

計畫を廢し、森上氏其他の人々の同意を得て之を貸長屋の建設費用とする事となつた。

### 兵庫縣保安課の家主調査

兵庫縣保安課にては神戸市内に於ける各借家の實情を嚴密に調査し始めた。貸家敷空家敷、各家主の所有家屋敷、家賃値上げ率等を主として調べ横暴苛酷の家主取締に便にする筈だと云ふ。

### 幼兒を持つ細民の爲に貸長屋を建設する

東京淺草櫻町の同情園では今回寄附を得て五千圓を資金として託児所の擴張をなし、二階建六十坪の本館と別に五坪の浴場を建て幼兒二百名を收容する、階下を公開して公益的會合に貸し、尙又別に千圓の豫算を以つて長屋を造り片親で乳兒を抱へて職を失ひ、又は託児所と遠隔の地に在る者を一日二三錢の日掛けで貸す計畫がある。尙該託児所へは女學校小學校の女教員等より託児引受の依頼が多く、謝絶に困りつゝ在る由

### 九州大牟田市の借屋人問題

八月二日、三日兩日九州大牟田市にて實業會主催となし借家問題に就いて兩當事者の理解を進める目的で借家主及借主大會を開く事となつた。又七月三十日三井炭礦及物產團體の御用商人連の多數會合して中元歲暮贈答全廢の協議をしたが決定を見なかつた。一方炭礦側も自疆會が主催となつて社員相互間の冠婚葬祭其他交渉上の華奢の風習を一洗する目的で申合せを行つた。之れは近來炭礦社員が歡樂華奢の風盛んでもつて労働者の心理を害する事を憂へたからである。

### 労働長屋と若松市

約一千戸の住宅の不足を感じてゐる九州若松市は今回市にて労働長屋五十戸、巡査住宅二十五戸、教員住宅二十五戸、市吏員住宅三十一戸建築の計畫を立てた工費十八萬四千圓の見積り内十五萬二千圓は政府の低利資金を借る豫定であるといふ。

### 大阪府下工場從業員と其住宅

大阪府下の主なる工場に於ける從業員の住宅供給狀

態は左の如くである(九月上旬大阪府工場調査)

工 場 數	職 工 數	住 宅
紡績工場 三六	男 三二、三七七	住宅 二三、七三〇戸
機械工場 一九	女 四三、五二六	寄宿舎 二三、九五八坪

住宅には男五千百九十五人、女三千八百三十二人收容されてゐるが其内最大なるは大日本紡績津守工場で二千八百十八人を收容して居るが其内最大なるは鐘淵紡績の千七百四十三坪の合宿所である。尙社宅又は寄宿舎の家賃は月額最高二十圓(森下仁丹工場社宅の最上等)最低三十錢であるが、無料のものも四五箇所ある。疊數から算定すると一疊三錢位が最低で一疊十錢位のものも多く又四疊半に三疊で一圓以内と云ふ様なものもある。而して社宅寄宿舎の管理法は(一)社宅地域内に獨立して社宅監理事務所を設置し、社員を派して該事務を處理せしむるもの、(二)事務室を特設せるもの(三)單に會社の調度係をして掌らしむるものゝ三様である。

## 土地家屋貸借人協会の設立

九月下旬、東京に於いて辨護士泉田法學士、同士

務所内に事務所を置いて借家人及借地人の権利の伸張擁護の目的を以つて『土地家屋賃借人協会』が設立され之が援助方を東京に申込んだ。入會金は借家人毎月十錢で借地人二十錢一朝家賃の値上、退立強要等の土地家屋賃借上の紛争の際に極力権利の擁護を計り以つて居住権の安定に盡力すると云ふ。

## 福島縣若松市の地主會の決

### 議と借地人との紛擾

十月十日頃、福島縣若松市古前町の地主四十六名が地主會を開いて地代九割値上を決議し借地人に通知したので借地人及借家人側では昨年二月六割を値上し又もや九割では不當であり且地代の値上は結局家賃の値上となると云ふので同區七百戸の借主である労働者等を苦しめるに過ぎずとして猛烈に反対運動を初め委員会を設けて交渉を開始場合に於いては區民大會を開いて輿論に訴えると云つてゐる。

## 都市小住宅の改良と政府の方策

内務省は都市計畫法及建築法の實施と共に住宅の改善を期せんとして次の如き大體の方針を十月十一日頃發表した。

- 一、公共團體に對し相當の條件の下に住宅改良の用に供する土地の收用權を認むる事並に官公有地の譲渡貸付便宜を圖る事
- 二、住宅建築及用地買入其他必要ある場合に於ては公共團體の起債を認め及低利資金の融通を圖る事
- 三、住宅巡視員を設置して住宅改良の歩を進め特に密集住居の弊を防ぐに努めしむる事
- 四、公共團體又は公益團體に於て低廉宿泊所を設くる事を獎勵する事
- 五、官公署等に於ては成るべく從業員の住宅を建築する事
- 六、住宅改良を目的とする公益團體建築組合等を獎勵し一定の條件の下に之を保護を與ふる事
- 七、會社工場等に從業員の住宅を供給する事を獎勵する事
- 八、住宅の所有を獎勵する爲相當の資格を有する者に一定の組織を設け住宅建築資金の融通を圖る等保護の方法を講ずる事
- 九、長屋建築及會社工場等の從業員住宅の建築に就ては既に認可制度を設くる事
- 十、衛生上又は保安上有害なりと認むる住宅の一部又は全部の修築を命じ其使用を停止若しくは禁止し並に其取崩しなむする場合に於ては時宜に依り公共團體の費用を以て補償を與ふる事
- 十一、衛生又は保安上有害なりと認むる地區の改良に就きては前記項目の例に依る事
- 十二、市外の小住宅所在地に對する交通機關の普及を圖り且つ賃金の割引を實行せしむる事

## 希望條項

住宅同盟

- 一、住宅貸借の條件に付速かに調査を遂げ相當の制限を設くる事
- 二、小住宅建築に適する公有地は成る可く之を保有せしむる事
- 三、小住宅改良と密接の關係ある土地増價税及借地料の増加に對する課稅に關しては速に調査を遂ぐる事

## 小學校教員の收入と家賃及 家族員數

十月下旬福岡市教育會では教員住宅問題に就て詳細なる調査もやつたが、それに據れば同市借家庭住居教員數は六十九名、其家族十歳以上の者百七十九名、十歳以下の者九十五名、合計三百四十二名、該教員の收入月額合計（本俸、臨時手當、住宅料共）三千八百五十圓（内最高百二圓五十錢、最低三十一圓）家賃月額合計四百十九圓（内最高十四圓、最低三圓）疊數一千四十七疊である。今之を一人平均に見れば一家族五人に對して月收五十六圓強、疊數十五疊、家賃六圓餘を要する譯である。而して全教員數は二百四十名にして其内借家人居る者は前記六十九名であると云ふ。

借地借家人組合（長野縣飯田町）

十一月六日長野縣飯田町にて借地借家人組合組織發起人會が同町信濃時事新聞社内に開かれ其結果假定款を定め各町に委員を選任して委員會を開いて具體的に會を結んだ上大々的に組合加入を勧誘し追つて大會を開くと云ふ。

### 大阪市營共同宿泊所宿泊人

#### 調査

大阪市營の共同宿泊所は今宮、西野田、築港の三ヶ所にある。

今各共同宿泊所の位置創設費等を示せば左の如くである。

所	名	今宮共同宿泊所
創設費	金	十三萬五千七百六圓
敷地坪數	坪	一千四百九十三坪
建坪		

木造二階建三百十三坪五六五
木造平家建六十五坪二五〇
六疊、七十一室、四疊半、十四室、三疊、一室
三百十三人

木造平家建六十五坪二五〇
木造平家建六十五坪二五〇
木造平家建六十五坪二五〇
木造平家建六十五坪二五〇

木造平家建六十五坪二五〇
木造平家建六十五坪二五〇
木造平家建六十五坪二五〇
木造平家建六十五坪二五〇

木造平家建六十五坪二五〇
木造平家建六十五坪二五〇
木造平家建六十五坪二五〇
木造平家建六十五坪二五〇

木造平家建六十五坪二五〇
木造平家建六十五坪二五〇
木造平家建六十五坪二五〇
木造平家建六十五坪二五〇

木造平家建六十五坪二五〇
木造平家建六十五坪二五〇
木造平家建六十五坪二五〇
木造平家建六十五坪二五〇

木造平家建六十五坪二五〇
木造平家建六十五坪二五〇
木造平家建六十五坪二五〇
木造平家建六十五坪二五〇

木造平家建六十五坪二五〇
木造平家建六十五坪二五〇
木造平家建六十五坪二五〇
木造平家建六十五坪二五〇

木造平家建六十五坪二五〇
木造平家建六十五坪二五〇
木造平家建六十五坪二五〇
木造平家建六十五坪二五〇

木造平家建六十五坪二五〇
木造平家建六十五坪二五〇
木造平家建六十五坪二五〇
木造平家建六十五坪二五〇

木造平家建六十五坪二五〇
木造平家建六十五坪二五〇
木造平家建六十五坪二五〇
木造平家建六十五坪二五〇

木造平家建六十五坪二五〇
木造平家建六十五坪二五〇
木造平家建六十五坪二五〇
木造平家建六十五坪二五〇

木造平家建六十五坪二五〇
木造平家建六十五坪二五〇
木造平家建六十五坪二五〇
木造平家建六十五坪二五〇

木造平家建六十五坪二五〇
木造平家建六十五坪二五〇
木造平家建六十五坪二五〇
木造平家建六十五坪二五〇

木造平家建六十五坪二五〇
木造平家建六十五坪二五〇
木造平家建六十五坪二五〇
木造平家建六十五坪二五〇

木造平家建六十五坪二五〇
木造平家建六十五坪二五〇
木造平家建六十五坪二五〇
木造平家建六十五坪二五〇

木造平家建六十五坪二五〇
木造平家建六十五坪二五〇
木造平家建六十五坪二五〇
木造平家建六十五坪二五〇

木造平家建六十五坪二五〇
木造平家建六十五坪二五〇
木造平家建六十五坪二五〇
木造平家建六十五坪二五〇

木造平家建六十五坪二五〇
木造平家建六十五坪二五〇
木造平家建六十五坪二五〇
木造平家建六十五坪二五〇

木造平家建六十五坪二五〇
木造平家建六十五坪二五〇
木造平家建六十五坪二五〇
木造平家建六十五坪二五〇

木造平家建六十五坪二五〇
木造平家建六十五坪二五〇
木造平家建六十五坪二五〇
木造平家建六十五坪二五〇

木造平家建六十五坪二五〇
木造平家建六十五坪二五〇
木造平家建六十五坪二五〇
木造平家建六十五坪二五〇

木造平家建六十五坪二五〇
木造平家建六十五坪二五〇
木造平家建六十五坪二五〇
木造平家建六十五坪二五〇

木造平家建六十五坪二五〇




<tbl\_r cells="1" ix="4" maxcspan="1" maxrspan="1" usedcols

大阪府	二二三	岐阜縣	一九	富山縣	三八	大分縣	三三
神奈川縣	一〇一	長野縣	二三	鳥取縣	三九	佐賀縣	三
兵庫縣	一、五五	千葉縣	二六	島根縣	二元	熊本縣	三三
長崎縣	三三	茨城縣	四七	岡山縣	四七	宮崎縣	四九
新潟縣	三三	栃木縣	三	廣島縣	三	鹿兒島縣	三
埼玉縣	二六	宮城縣	七	山口縣	三	沖繩縣	一〇
群馬縣	二六	福島縣	一〇	和歌山縣	四〇	樺太廳	一
山梨縣	二六	巖手縣	四〇	德島縣	六〇	朝鮮總督府	四一
靜岡縣	一	青森縣	一	香川縣	七	臺灣總督府	一
愛知縣	四三	山形縣	三	愛媛縣	三	關東廳	一
三重縣	七三	秋田縣	三	高知縣	三	計	一五、八三
府	人員	府	人員	府	人員	府	人員
京都府	六六	奈良縣	六五	福井縣	五三	大分縣	二三
大阪府	二二六	滋賀縣	八一	石川縣	八一	佐賀縣	二七
神奈川縣	一三	岐阜縣	三七	富山縣	四七	熊本縣	三五

宿泊人府縣別調(大正八年十一月)



## 宿泊者職業別調(大正入年七月)

事務員	技術員	店員	行商	露店商	大工	左官	手傳	土工	雜役	仲仕	配達	労働
四三	一三	九	三三	一	四六	二五	二五七	毛五	一〇三	一、七	五	一、七四
職工	無職	農業	給仕	海員	商人	學生	軍人	料理人	理髮人	火夫	収益	計
五、七	六	四〇四	三	堯	堯	二	六	四	二三	三	一	二五、八三

## 宿泊人職業別調(同十一月)

事務員	技術員	店員	行商	大工	左官	手傳	土工	離役	仲仕	配達	労働
三三	三三	三	四六	五七	五	三五	四七	一、六六	一、八八	七	四、八三
職工	農業	理髮	漁員	商人	學生	潛水夫	漁業	消防手	無職	一	計
九、四三	三九	二	三	三	九	五	充	二	二六〇	一	二六、九

員六百名とし一室に六人乃至十二人の豫定である尙同  
所内に簡易食堂、職業紹介所其他種々なる労働者救濟  
に關する設備を設ける筈であるといふ。

## 労働者の合宿所

神奈川縣にては曩に社會事業施設の目的を以て財團  
法人救濟協會を組織したが同理事會は今回工費四十六  
萬圓を以て労働者合宿所を横濱市高島町既設公設浴湯  
に隣接して建築する事を決議した。其收容労働者は定

## 名古屋市の細民長屋建設案

名古屋市では市の細民を左の三級に別ちそれに要す

る戸數の調査をなし、追つて其等の者のために長屋を建設する方法を講じて居る。

東	西	南	中	合	
區	區	區	區	計	
一等(最貧民)	二等	三等(普通細民)			
二〇	三〇	五〇		一〇〇	
三〇	三五	五〇		一一五	
三二	四〇	四三		一二五	
三四	四二	五〇		一二六	
一一六	一四七	一九三		四五六	